

2. 維持管理に係る業務

No	対象業務	要求水準等	要求水準書等	頁	確認事項	確認書類等	確認頻度	確認者	確認（承認）方法			(承認)	備考	
									書類	会議	現地	4月分		
2-1	情報の整理及び保存と業務への活用	運転管理、保守点検及び修繕で得られた情報を情報システムに電子データで整理及び保存し、業務に活用すること。 なお、情報システムへの登録情報については、県の要請に応じて適宜提出又は開示できるようにすること。	3.1.1.1 ④	19	①運転管理情報の情報システムへの登録 ②保守点検情報の情報システムへの登録 ③修繕情報の情報システムへの登録 ④登録情報の提出又は開示可否	①～③情報システム ④提出又は開示資料	①～④適宜	維持管理・改築部門（上水）	●				適	
2-2	健全度調査（事業開始時）	別紙3-1 健全度調査要領に基づいて健全度調査計画書を作成のうえ、予防保全資産について健全度調査及び健全度評価を実施し、その結果を情報システムに電子データで整理及び保存すること。	3.1.1.1 ⑤(A)	20	①健全度調査計画書の作成・承認 ②健全度調査及び健全度評価の実施 ③健全度評価結果の整理・保存	①健全度調査計画書 ②健全度調査結果報告書 ③情報システム	①事業開始日30日前 ②事業開始日1年以内 ③事業開始日1年以内	統括部門 維持管理・改築部門（上水）	●				－	
2-3	健全度調査（事業期間中）	予防保全資産を対象として、別紙3-1 健全度調査要領に基づく健全度評価を5年に1回以上実施し、健全度評価結果を見直すこと。 これらの情報及び結果を情報システムに電子データで整理及び保存すること。	3.1.1.1 ⑤(B)	20	①健全度評価の実施 ②健全度評価結果の整理・保存	①健全度評価結果報告書 ②情報システム	①5年に1回以上 ②5年に1回以上	維持管理・改築部門（上水）	●				該当なし	
2-4	維持管理体制の構築	以下に掲げる事項を踏まえて、安全性、信頼性を確保できる体制を構築すること。 ・必要な人員や協力会社を確保すること。 ・麓山浄水場、中峰浄水場及び南部山浄水場については、常時監視制御及び巡回監視を行うこと。 ・取水場、調整池、ポンプ場、制御弁室及びテレメータ室等については、常時遠隔監視制御及び巡回監視を行うこと。 ・関連する法令に基づき、従事職員に定期及び臨時の健康診断を義務付けるとともに、その健康診断書を県に提出すること。	3.1.1.1 ⑥(A)	20	①維持管理体制の構築状況 ②常時監視制御、常時遠隔監視制御及び巡回監視の実施状況 ③従事職員の健康診断の実施及び健康診断書の提出	①年間事業計画書（組織体制等） ②月間及び年間運転管理報告書 ③健康診断書	①計画策定時及び変更の都度 ②毎月及び毎年度 ③適宜	統括部門 維持管理・改築部門（上水）	●				適	
2-5	維持管理体制の構築	運営権者は、水道法第24条の7に定める水道施設運営等事業技術管理者を2個別事業合わせて1名を自ら配置すること。	3.1.1.1 ⑥(A)	21	①水道施設運営等事業技術管理者の配置	①年間事業計画書（組織体制等）	①計画策定時及び変更の都度	統括部門 維持管理・改築部門（上水）	●				－	
2-6	維持管理体制の構築	維持管理において、法令上、資格を有する者が実施すべき業務には、それぞれ必要な資格を有する者に従事させること。	3.1.1.1 ⑥(B)	21	①要求水準書記載の有資格者の配置	①年間事業計画書（組織体制等）	①計画策定時及び変更の都度	統括部門 維持管理・改築部門（上水）	●				－	
2-7	会議等への出席	県が指定する以下の会議等へ出席すること。 ・仙南・仙塩広域水道協議会幹事会 ・仙南・仙塩広域水道関係市町村担当者会議 ・その他業務履行上必要と認められる会議（利水及び濁水等に関するもの）	3.1.1.1 ⑦	21	①仙南・仙塩広域水道協議会幹事会への出席 ②仙南・仙塩広域水道関係市町村担当者会議への出席 ③その他業務履行上必要と認められる会議への出席	－（出席をもって確認）	①～③出席の都度	経営・財務部門 維持管理・改築部門（上水）			●		該当なし	
2-8	維持管理基準（取水量）	運営権者は、水利権水量を超えない範囲で、適正に取水すること。 水利権は本事業期間中に許可期間等による更新を、県が申請する予定であるため、更新後は新たな水利権水量に従うこと。また、更新申請に必要なデータの提出や書類の作成に協力すること。	3.1.1.2 ①(A) b)	22	①七ヶ宿ダム系：2.783m ³ /秒（240,400m ³ /日）以内	①月間及び年間運転管理報告書	①毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			定例ミーティング等にて確認	適	
2-9	維持管理基準（浄水量）	必要な送水量を確保できるよう、適正に浄水すること。	3.1.1.2 ①(B)	22	①適正な浄水量の確保	①月間及び年間運転管理報告書	①毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			定例ミーティング等にて確認	適	
2-10	維持管理基準（送水量）	受水市町村との覚書に記載された水量を送水できるように施設を管理し、受水市町村が要求する受水量を適正に送水すること。 受水量の増減について、受水市町村から要望があった場合には施設能力の範囲で対応すること。 仙南・仙塩広域水道用水供給事業の高区調整池及び低区調整池における小水力発電事業に支障を生じないよう適正に送水すること。	3.1.1.2 ①(C)	22	①受水市町村への送水量 ②高区及び低区調整池への送水量	①②月間及び年間運転管理報告書	①②毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			定例ミーティング等にて確認	適	
2-11	維持管理基準（水質基準）	運営権者は受水地点における水質について、別紙3-2 水道法に定められている水道水質基準及び県基準を遵守すること。 また、水道におけるクリプトスチリウム等対策指針に従い、急速ろ過池出口において、濁度0.1度以下を遵守すること。	3.1.1.2 ②	22	①要求水準書（別紙3-2）記載の水道法に定められている水道水質基準及び県基準を遵守状況 ②急速ろ過池出口の濁度0.1度以下の遵守状況	①②月間及び年間水質管理報告書	①②毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			定例ミーティング等にて確認	適	
2-12	維持管理基準（水質基準）	運営権者独自の水質管理目標値の設定及び管理	提案項目4-1 2	28	①提案書類記載の水質管理目標値の設定 ②提案書類記載の水質管理目標値の遵守状況	①月間及び年間水質管理計画書 ②月間及び年間水質管理報告書	①②毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			定例ミーティング等にて確認	適	
2-13	維持管理基準（水質基準）	運営権者基準未達又は未達のおそれがある場合は改善措置を実施するとともに、その原因、改善措置の効果、改善状況を確認のうえ、必要に応じて運転・水質管理計画・方法の見直しをはかる	－	－	①改善措置の実施 ②原因究明 ③改善措置の効果（改善状況） ④計画・方法の見直し	①～③改善措置報告書 ④月間及び年間運転管理・水質管理計画書または運転操作マニュアル等	①～④適宜	維持管理・改築部門（上水）	●	●		定例ミーティング等にて確認	該当なし	
2-14	維持管理計画書の作成（中期維持管理計画書）	中期維持管理計画書のうち第1料金期間については、実施契約締結後本事業開始日の90日前までに県に提出し、県と協議の上、同30日前までに県の承認を得ること。 第2料金期間以降については、当該料金期間開始年度の前事業年度末の90日前までに県に提出し、県と協議の上、同30日前までに県の承認を得ること。	3.1.1.3 ①	23	①中期運転管理計画書の作成 ②中期水質管理計画書の作成 ③中期保守点検計画書の作成 ④中期修繕計画書の作成	①中期運転管理計画書 ②中期水質管理計画書 ③中期保守点検計画書 ④中期修繕計画書	①～④各料金期間開始年度ごと及び変更時	統括部門 維持管理・改築部門（上水）	●				－	

2. 維持管理に係る業務

No	対象業務	要求水準等	要求水準書等	頁	確認事項	確認書類等	確認頻度	確認者	確認（承認）方法			（承認）	備考			
									書類	会議	現地	4月分				
2-15	維持管理計画書の作成 (年間維持管理計画書)	年間維持管理計画書のうち、本事業開始日を含む事業年度については、実施契約締結後本事業開始日の90日前までに県に提出し、県と協議の上、同30日前までに県の承認を得ること。 それ以降の各事業年度については、当該事業年度の前事業年度末の90日前までに県に提出し、県と協議の上、同30日前までに県の承認を得ること。 各計画書に基づき実行した運転管理、保守点検、修繕の結果を評価し、次年度の各計画書に反映させること。	3.1.1 3) ①	23	①年間運転管理計画書の作成 ②年間水質管理計画書の作成 ③年間エネルギー管理計画書の作成 ④年間浄水発生土処理計画書の作成 ⑤年間保守点検計画書の作成 ⑥年間修繕計画書の作成 ⑦年間安全衛生計画書の作成	①年間運転管理計画書 ②年間水質管理計画書 ③年間エネルギー管理計画書 ④年間浄水発生土処理計画書 ⑤年間保守点検計画書 ⑥年間修繕計画書 ⑦年間安全衛生計画書	①～⑦毎年度及び変更時	統括部門 維持管理・改築部門（上水）	●				-			
2-16	維持管理計画書の作成 (月間維持管理計画書)	月間維持管理計画書については、各計画書に記載する業務の開始前までに県に提出すること。	3.1.1 3) ①	23	①月間運転管理計画書の作成 ②月間水質管理計画書の作成 ③月間エネルギー管理計画書の作成 ④月間浄水発生土処理計画書の作成 ⑤月間保守点検計画書の作成 ⑥月間修繕計画書の作成 ⑦月間安全衛生計画書の作成	①月間運転管理計画書 ②月間水質管理計画書 ③月間エネルギー管理計画書 ④月間浄水発生土処理計画書 ⑤月間保守点検計画書 ⑥月間修繕計画書 ⑦月間安全衛生計画書	①～⑦毎月	維持管理・改築部門（上水）	●					適		
2-17	維持管理結果の報告 (年間報告書)	各年間報告書については、事業年度末から30日以内とする。 ただし、水道事業年報（案）については事業年度末から60日以内とする。	3.1.1 3) ②	24	①年間運転管理報告書の作成 ②年間水質管理報告書の作成 ③年間エネルギー管理報告書の作成 ④年間浄水発生土処理報告書の作成 ⑤年間保守点検報告書の作成 ⑥年間修繕報告書の作成 ⑦年間安全衛生報告書の作成 ⑧水道事業年報（案）の作成	①年間運転管理報告書 ②年間水質管理報告書 ③年間エネルギー管理報告書 ④年間浄水発生土処理報告書 ⑤年間保守点検報告書 ⑥年間修繕報告書 ⑦年間安全衛生報告書 ⑧水道事業年報（案）	①～⑧毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●					適		
2-18	維持管理結果の報告 (月間報告書)	各月間報告書については、月末から15日以内とする。 ただし、月間水質管理報告書については月末から30日以内とする。	3.1.1 3) ②	25	①月間運転管理報告書の作成 ②月間水質管理報告書の作成 ③月間エネルギー管理報告書の作成 ④月間浄水発生土処理報告書の作成 ⑤月間保守点検報告書の作成 ⑥月間修繕報告書の作成 ⑦月間安全衛生報告書の作成	①月間運転管理報告書 ②月間水質管理報告書 ③月間エネルギー管理報告書 ④月間浄水発生土処理報告書 ⑤月間保守点検報告書 ⑥月間修繕報告書 ⑦月間安全衛生報告書	①～⑦毎月	維持管理・改築部門（上水）	●					適		
2-19	維持管理結果の報告 (故障事故報告書)	維持管理において故障又は事故等が発生した場合には、故障事故報告書を作成し、発生後速やかに県に提出すること。	3.1.1 3) ②	25	①故障事故報告書の作成	①故障事故報告書	①発生の都度	維持管理・改築部門（上水）	●					該当なし		
2-20	運転監視・操作・制御	運営権設定対象施設の監視項目と監視頻度、運転指標と運転条件、操作指標と操作量等を設定し、運転上の特例的な操作を含む操作方法を記載した運転操作マニュアルを作成すること。	3.1.1 4) ①(A)a)	26	①運転操作マニュアルの作成	①運転操作マニュアル	①作成時及び変更時	維持管理・改築部門（上水）	●					-		
2-21	運転監視・操作・制御	・取水場 浄水場の運転操作に合わせて、適正に取水するため、取水口周辺の土砂の堆積や流木・積雪等を常に監視し、必要に応じ速やかに除去すること。 ・浄水場 浄水場の浄水処理・排水処理の各土木構造物、建築物、機械設備及び電気設備の関連性を把握し、浄水場を適正に運転管理すること。 ・ポンプ場 送水先の調整池及び市町村受水池の水位に応じてポンプ場を適正に制御し、市町村への送水量・送水圧を確保すること。 ・調整池 浄水場の時間変動調整、ポンプの運転間隔調整、災害時における水道用水確保等その目的を考慮し、適正に調整池を運転管理すること。 ・制御弁室、テレメータ室 送水量、送水圧等の指標に基づく漏水等の管理方法を確立し、制御弁室を適正に制御し、市町村への送水量・送水圧を確保すること。 また、テレメータ室の電動弁を適正に制御し、浄水場からの送水量及び市町村受水池の水位を確保すること。 ・監視制御設備により運営権設定対象施設が正常な機能を発揮できるよう、常時監視すること。 ・運営権設定対象施設が正常な機能を発揮できるよう、適正に巡回点検すること。 ・運営権設定対象施設の異常が明らかとなった場合は、迅速に対応し、運営権設定対象施設を正常に保つよう措置すること。	3.1.1 4) ①(A)a)	27	①取水場 取水量及び取水場の監視・除去の状況 ②浄水場 浄水量及び浄水場の運転管理状況 ③ポンプ場 送水量・送水圧及びポンプ場の制御状況 ④調整池 調整池の運転管理状況 ⑤制御弁室 送水量・送水圧及び制御弁室の制御状況 ⑥テレメータ室 送水量・受水池水位及び電動弁の制御状況	①～⑥月間及び年間運転管理報告書	①～⑥毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			定例ミーティング等にて確認		適		
2-22	日常点検	・監視制御設備により運営権設定対象施設が正常な機能を発揮できるよう、常時監視すること。 ・運営権設定対象施設が正常な機能を発揮できるよう、適正に巡回点検すること。 ・運営権設定対象施設の異常が明らかとなった場合は、迅速に対応し、運営権設定対象施設を正常に保つよう措置すること。	3.1.1 4) ①(A)b)	27	①監視制御設備による施設の監視状況 ②施設の巡回点検の実施状況 ③施設の異常が見られた場合の措置	①～③月間及び年間運転管理報告書等	①～③毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●				定例ミーティング等にて確認		適	
2-23	水質・水量・水圧等の監視及び制御	受水地点での水質・水量・水圧等の監視・制御目標を設定すること。 水源状況や浄水処理状況を調査・把握するとともに、運転管理で得られた水質・水量・水圧等の情報を運転操作等にフィードバックし、より適正な水質・水量・水圧等の監視・制御を行うこと。 取水量、導水量、浄水量、送水量、受水地点受水量及び排水量を適切に測定し、水量収支を明らかにすること。	3.1.1 4) ①(B)	27	①水質・水量・水圧等の監視・制御目標の設定 ②浄水場出口及び受水地点での水質・水量・水圧等の監視・制御状況 ③水量収支	①運転操作マニュアル ②月間及び年間水質管理報告書 ③月間及び年間運転管理報告書	①設定時及び変更時 ②③毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●				定例ミーティング等にて確認		適	
2-24	水質試験及び水質管理	水質試験に必要な標準作業手順書を作成し、それに基づき水質試験を実施すること。なお、標準作業手順書については、県の承認を受けなければならないこと。	3.1.1 4) ①(C)a)	28	①標準作業手順書（水質試験）の作成及び県承認	①標準作業手順書（水質試験）	①作成時及び変更時	統括部門 維持管理・改築部門（上水）	●					-		
2-25	水質試験及び水質管理	水質試験の結果を水質管理報告書にて県に報告すること。また、水質試験結果の記録等は本事業期間中保存するとともに、県の要請に応じて開示・提出すること。	3.1.1 4) ①(C)a)	28	①水質試験結果の報告状況 ②水質試験結果の保存状況	①月間及び年間水質管理報告書 ②水質試験結果の記録等	①毎月及び毎年度 ②適宜	維持管理・改築部門（上水）	●				定例ミーティング等にて確認		適	
2-26	水質試験及び水質管理	定期的に水質試験の精度管理を実施し、技術水準の把握と向上に努め、水質試験の精度と信頼性を確保すること。	3.1.1 4) ①(C)a)	28	①精度管理の実施状況	①内部・外部精度管理結果	①定期	維持管理・改築部門（上水）	●					該当なし		
2-27	水質試験及び水質管理	水質試験を委託する場合は、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けたものに委託すること。	3.1.1 4) ①(C)a)	28	①水質試験の予定委託先 ②水質試験の委託先	①年間水質管理計画書 ②業務委託契約書等	①毎年度 ②委託時	維持管理・改築部門（上水）	●					適		

2. 維持管理に係る業務

No	対象業務	要求水準等	要求水準書等	頁	確認事項	確認書類等	確認頻度	確認者	確認（承認）方法			（承認）	備考	
									書類	会議	現地	4月分		
2-28	水質試験及び水質管理	水質試験を実施する者は、水道法第20条の4第1項第2号別表第一のいずれかの要件を満たす者であること。 なお、工業高等学校において、化学科の課程を修めて卒業した後、水道の水質試験の実務経験を2年以上有する者についても、上記要件を満たすものとする。	3.1.1.4) ①(C) a)	28	①水質試験担当者の資格・経験	①年間事業計画書（組織体制等）	①計画策定時及び変更の都度	統括部門 維持管理・改築部門（上水）	●				-	
2-29	水質試験及び水質管理	水質検査及び水質試験の結果を解析し、日常の水質管理及び運転管理に反映させること。 水質試験や水質自動計器等による監視により、通常と異なる値が検出される等水質異常が疑われる場合には、水質試験の再検査等により原因を究明するとともに、県に速やかに連絡すること。	3.1.1.4) ①(C) b)	29	①水質管理状況 ②水質試験等で水質異常検出時の水質再検査、原因究明、県連絡	①月間及び年間水質管理報告書 ②月間運転管理・水質管理報告書	①毎月及び毎年度 ②発生の都度	維持管理・改築部門（上水）	●		定例ミーティング等にて確認		適	
2-30	水質試験及び水質管理	県基準未達又は県基準未達のおそれがある場合は、以下の措置を講ずること。 ・速やかに県及び受水市町村に報告 ・県と協議の上、緊急の改善措置を実施 ・水質が正常になるまで改善措置を実施するとともに、適時、県及び受水市町村に途中経過報告 ・水質が正常に戻った段階で、速やかにその原因、改善措置の効果、改善状況を県及び受水市町村に報告するとともに、改善計画書を県に提出	3.1.1.4) ①(C) c) ア	29	①県及び受水市町村への報告 ②緊急改善措置の実施 ③改善措置の継続及び経過報告 ④原因、改善措置の効果、改善状況の確認・報告 ⑤改善計画書の提出	①～④改善措置報告書 ⑤改善計画書	①～⑤発生の都度	維持管理・改築部門（上水）	●	●	●		該当なし	
2-31	水質試験及び水質管理	法定水質基準未達又は未達のおそれがある場合、直ちに浄水場からの供給を停止すること。その後の措置は、県基準未達又は未達のおそれがある場合の対応と同じとする。	3.1.1.4) ①(C) c) イ	29	①供給の停止 ②県及び受水市町村への報告 ③緊急改善措置の実施 ④改善措置の継続及び経過報告 ⑤原因、改善措置の効果、改善状況の確認・報告 ⑥改善計画書の提出	①～⑤改善措置報告書 ⑥改善計画書	①～⑥発生の都度	維持管理・改築部門（上水）	●	●	●		該当なし	
2-32	エネルギー管理	エネルギー使用の合理化に関する法律の趣旨に基づきエネルギー管理を行うこと。運営権設定対象施設のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握し、省エネルギー化を実現し、地球温暖化対策を推進すること。 運転操作の工夫によって実現できるエネルギー管理目標値を設定すること。 エネルギー管理目標値を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法を検討し、実施すること。 取水場・浄水場・ポンプ場・調整池等の施設フローを十分に理解し、エネルギー管理を行うこと。	3.1.1.4) ①(D) a)	30	①エネルギー管理目標値の設定 ②エネルギー管理の実施状況	①月間及び年間エネルギー管理計画書 ②月間及び年間エネルギー管理報告書	①②毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●				適	
2-33	ユーティリティ管理	運転に必要な電力、薬品及び燃料を調達し、適正に管理すること。 薬品及び燃料は適正な品質及び規格のものを調達すること。薬品については、調達前に県の承認を受けること。	3.1.1.4) ①(D) b)	30	①ユーティリティ管理の状況 ②薬品調達における県承認	①月間及び年間運転管理報告書 ②薬品の品質規格書	①毎月及び毎年度 ②薬品の仕様に変更等がある時	維持管理・改築部門（上水）	●		●		適	
2-34	排水及び浄水発生土の適正処理	排水処理施設を適正に管理するため、濃縮汚泥濃度、浄水発生土含水率等の管理目標値を設定し、遵守すること。	3.1.1.4) ①(E) a)	30	①濃縮汚泥濃度、浄水発生土含水率等の管理目標値の設定 ②濃縮汚泥濃度、浄水発生土含水率等の管理目標値の遵守状況	①月間及び年間運転管理計画書 ②月間及び年間運転管理報告書	①毎月及び毎年度 ②毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●				適	
2-35	排水及び浄水発生土の適正処理	浄水発生土は、産業廃棄物の取り扱いを受けるため法律に従って処理すること。 下記の書類を作成し期限までに管轄保健所へ報告するとともに、管轄保健所へ報告後速やかにその写しを県に提出すること。 ・多量排出事業者処理計画及び実施状況の報告 ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）等交付状況報告書	3.1.1.4) ①(E) b)	31	①管轄保健所への報告 ②県への写しの提出	①②多量排出事業者処理計画及び実施状況の報告 ①②産業廃棄物管理票（マニフェスト）等交付状況報告書	①②毎年6月末日	維持管理・改築部門（上水）	●				該当なし	
2-36	排水及び浄水発生土の適正処理	浄水発生土は、放射能濃度、ヒ素含有濃度等を把握した上で、処理又は有効利用を図ること。	3.1.1.4) ①(E) b)	31	①浄水発生土の処理状況 ②浄水発生土の有効利用の状況	①月間及び年間浄水発生土処理計画書 ②月間及び年間浄水発生土処理報告書	①毎月及び毎年度 ②毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●				適	
2-37	排水及び浄水発生土の適正処理	浄水場からの浄水処理に伴う排水は、関係法令を遵守して適正に実施すること。 調整池等の清掃に伴う排水を行う時は、排出先が公共用水域の場合は河川管理者や漁業協同組合等の関係者、排出先が下水道の場合は下水道管理者と事前に連絡及び調整を行うこと。また、水質汚濁防止法や下水道法の排出基準を遵守すること。	3.1.1.4) ①(E) b)	31	①浄水処理や調整池等の清掃に伴う排水の法令・基準の遵守状況 ②調整池等の清掃に伴う排水時の関係者（河川管理者、漁協、下水道管理者等）との事前連絡・調整	①月間及び年間水質管理報告書 ②月間運転管理・水質管理報告書	①毎月及び毎年度 ②発生の都度	維持管理・改築部門（上水）	●				適	
2-38	リスク管理	運転管理上発生しうる各種リスクを想定し、適正に対応すること。 リスク発生時には、計画に沿った適正な対応を行い、運営権設定対象施設の機能低下・停止を防止するとともに、受水市町村への影響を未然防止もしくは最小限に抑制すること。 特に停電対策として、以下に掲げる事項を実施すること。 ・非常用電源設備の機能及び能力を維持すること。 ・非常用発電機の確保に向けた燃料調達を行うこと。	3.1.1.4) ①(F)	31	①停電、施設故障・破損、薬品・燃料等の流出、大雨等による取水不能、噴火による浄水障害等への対応方法	①運転操作マニュアルや危機管理マニュアル等 ②月間運転管理・水質管理報告書	①業務開始前 ②リスク発生の都度	維持管理・改築部門（上水）	●	●	定例ミーティング等にて確認		適	
2-39	受水市町村、河川・ダム管理者との調整等	維持管理で必要となる日常の受水量調整に係る受水市町村との調整・対応を適正に行い、必要に応じて県の指示を仰ぐこと。 日常の取水場の運用や取水水量について、河川・ダム管理者と連絡調整を行い、適正に取水場の管理や取水調整等を行うこと。	3.1.1.4) ①(G) H)	32	①受水市町村との調整・対応状況 ②河川・ダム管理者との調整・対応状況	①②月間及び年間運転管理報告書	①②毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●		定例ミーティング等にて確認		適	
2-40	初期点検業務	改築後の供用開始前等に運営権設定対象施設の初期状態を把握するために点検を実施すること。	3.1.1.4) ②(A)	32	①初期点検業務の実施状況	①初期点検報告書	①改築後	維持管理・改築部門（上水）	●				該当なし	

2. 維持管理に係る業務

No	対象業務	要求水準等	要求水準書等	頁	確認事項	確認書類等	確認頻度	確認者	確認（承認）方法			備考
									書類	会議	現地	
2-41	日常点検業務	巡回等により、運営権設定対象施設の異常の有無及び作動状況を確認し、確認結果を記録及び保管すること。	3.1.1 4) ②B)	32	①日常点検業務の実施状況	①月間及び年間保守点検報告書	①毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●		定例ミーティング等にて確認	適
2-42	定期点検業務	運営権設定対象施設の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行うこと。 必要に応じ機器の分解点検等を行い、消耗品や部品の交換等の処置を行うこと。その状況を記録及び保管すること。	3.1.1 4) ②C)	32	①定期点検業務の実施状況	①月間及び年間保守点検報告書	①該当月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			適
2-43	法定点検業務	関連する法令等に定める点検及び検査を行うこと。	3.1.1 4) ②D)	32	①法定点検業務の実施状況	①月間及び年間保守点検報告書	①該当月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			適
2-44	緊急点検業務	運営権設定対象施設に異常・故障が発生した場合は、緊急に駆けつけ当該施設の状態を確認・点検すること。 また、災害又は事故等が発生した直後に、運営権設定対象施設の異常の有無及び作動状況を確認すること。	3.1.1 4) ②E)	33	①緊急点検業務の実施状況（異常・故障、災害又は事故等）	①故障事故報告書	①発生都度	維持管理・改築部門（上水）	●		定例ミーティング等にて確認	該当なし
2-45	保守業務	常に運営権設定対象施設が正常に稼働するよう、運営権設定対象施設に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃を行うこと。 異常が発見された場合には調整・修理・取替等を行うこと。	3.1.1 4) ②F)	33	①保守業務の実施状況	①月間及び年間保守点検報告書	①毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●		定例ミーティング等にて確認	適
2-46	計画修繕	運営権設定対象施設について予防保全の観点から、稼働時間・保守点検・健全度調査結果に基づいた計画修繕を行うこと。 ※工事完成図書の提出対象については、都度県と協議の上決定する。	3.1.1 4) ③A)	33	①計画修繕の実施状況	①月間及び年間修繕報告書 ②工事検査報告書及び工事完成図書	①毎月及び毎年度 ②対象となる修繕ごと	維持管理・改築部門（上水）	●			該当なし
2-47	緊急修繕	運営権設定対象施設において、突発的に発生した故障・事故に対しては、速やかに緊急修繕を行うこと。 ※工事完成図書の提出対象については、都度県と協議の上決定する。	3.1.1 4) ③B)	33	①緊急修繕の実施状況 ②検査の実施及び検査結果の県報告 ③工事完成図書の提出	①故障事故報告書 ②工事検査報告書 ③工事完成図書	①～③発生都度 (対象となる修繕ごと)	維持管理・改築部門（上水）	●		定例ミーティング等にて確認	該当なし
2-48	電気工作物に関する事項	電気事業法に基づき保安規程を定め、電気工作物の巡視、点検及び測定並びに技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。 また、電気主任技術者を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任し、保安規程及び主任技術者の監督官庁への届出を行うこと。	3.1.1 4) ④A)	34	①保安規程の作成 ②電気主任技術者の選任 ③保安規程及び主任技術者の届出 ④電気工作物の保安状況	①保安規程 ②年間事業計画書（組織体制等） ③保安規程及び届出書類 ④月間及び年間保守点検報告書	①作成時及び変更時 ②毎年度 ③届出時及び変更時 ④毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			適
2-49	第二受水テレメータ室の運転管理及び保守点検	運営権者は、第二受水テレメータ室の運転管理及び保守点検を行うこと。 本事業等の開始に当たって運営権者は、大崎広域水道用水供給事業に関連する流量計等の維持管理に関する基本協定書、仙南・仙塩広域水道用水供給事業に関連する流量計等の維持管理に関する基本協定書及び各施設所有市町との契約を承継すること。運営権者は、前述の協定及び各契約に基づき、当該業務を実施すること。 運営権者は、運転管理及び保守点検の結果を踏まえ、第二受水テレメータ室ごとに改築計画書を作成し、修繕計画書と併せて県及び各施設所有市町に提出すること。ただし、改築計画書については、その対象である改築業務開始の1年前までに提出すること。また、第二受水テレメータ室について修繕又は改築を必要と判断する場合、運営権者は各施設所有市町に対しその旨を報告すること。	4.1.1	95	①協定及び契約の継承の確認 ②運転管理及び保守点検の実施計画 ③運転管理及び保守点検の実施状況 ④改築計画書・修繕計画書の作成	①基本協定書・契約書 ②運転管理・水質管理計画書及び保守点検・修繕計画書 ③運転管理・水質管理報告書及び保守点検・修繕報告書 ④改築計画書・修繕計画書	①業務開始前 ②③毎月及び毎年度 ④改築業務開始の1年前	経営・財務部門 維持管理・改築部門（上水）	●			適
2-50	本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安	本事業用地及び運営権設定対象施設等への不法侵入や不法投棄、施設・設備の損壊等に対して、適切な防犯対策を講じること。	5.1	97	①保安管理計画の作成 ②保安管理の実施状況	①保守点検・修繕計画書 ②保守点検・修繕報告書	①②毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			適
2-51	本事業用地及び運営権設定対象施設等の環境保全	本事業等を安全かつ効率的に遂行するために、以下に掲げる事項を実施すること。 ・本事業用地及び運営権設定対象施設等を衛生的に維持すること。 ・本事業用地等内への落石や雨水浸入等に対して、適切な防災対策を講じること。 ・本事業用地等において植栽管理及び除草を行うとともに、本事業用地及び運営権設定対象施設等における景観の美化に努めること。 ・参考資料集の協議対象記念碑等に示す記念碑等について、撤去又は移設を希望する場合には、事前に県と協議を行い、撤去又は移設の実施について県の承認を得ること。ただし、当該記念碑等のうち水神碑については、県は撤去及び移設を認めない。	5.2	97	①環境保全計画の作成 ②環境保全の実施状況	①保守点検・修繕計画書 ②保守点検・修繕報告書	①②毎月及び毎年度	維持管理・改築部門（上水）	●			適